

展示会出展契約書

当社（出展社）は本紙右面の「出展規約」を遵守することに同意し、本展示会への出展を下記の通り株式会社あわえ宛てに申し込みます。本契約書に当社および株式会社あわえの両者が署名または押印することにより契約が成立することに同意します。なお、本書を1通作成し、株式会社あわえが正本を当社は複写を保有するものとします。

契約年月日	年	月	日
会社名			社印
責任者	氏名：	所属：	役職：
所在地	〒	-	
	TEL：		E-mail：
担当者	氏名：	所属：	役職：
所在地	〒	-	
	TEL：		E-mail：

■出展小間料金（1小間＝2.7m×2.7m）

小間料金には以下のものが含まれます。

（展示スペース、商談テーブル、椅子、バックパネル、サイドパネル、受付、展示台、スポットライト、社名板、100V1Kwまでの電気使用料、コンセント）

	¥423,000（税別）※1
小間数	小間 × ¥443,000 （税別） = ¥

※1. 特別割引料金となります。2024年7月19日までに契約いただいた方が対象です。

※2. なお、本展（関西展）に加え、東北展（2024年）および九州展（2024年）も合わせ、2024年の3展示会全てに出展いただいた場合には関西展について、さらに1小間あたり3万円割引となります。

①出展料金税抜小計金額	= ¥
②消費税込合計金額（①×1.10）	= ¥

◎支払いスケジュール

お申込いただいた翌月末支払とさせていただきます。

※3. 本契約書に記名押印し下記宛にお送りください。

（押印後の本契約書をコピーし、貴社控えとして保管してください。なお、お送りいただいた本契約書につきましては弊社押印後、複写を後日送付します。）

※4. 別途弊社からお送りする請求書に従いお支払いください。お支払い方法は銀行振込のみとさせていただきます。振込手数料は貴社にてご負担ください。

※5. 出展契約のご解約の場合、2024年8月31日までは解約部分の出展料金（消費税込）の30%、その後は全額を取消料として徴収いたします。

なお、取消料は弊社が書面による取消通知を受領した日付をもとに定めるものとします。

※6. 個人情報の取り扱いに関しては本紙右面の規約および弊社のプライバシーポリシーをご確認ください。 <https://awae.co.jp/privacy-policy/>

送付先：〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-46 ローベル神楽坂ビル9F TEL：03-3266-5910 株式会社あわえ

事務局 記入欄				
年	月	日	上記申込を受理いたしました。	印
			地域 ×Tech 事務局 / 株式会社あわえ	
			〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-46 ローベル神楽坂ビル9F TEL：03-3266-5910	

地域×Tech 出展規約

株式会社あわえ(以下、「弊社」といいます)は、弊社が「地域×Tech」の名称で開催する展示会(以下、「本展示会」といいます)の出展規約(以下、「本規約」といいます)を以下の通り定めます。

第1条(定義)

- 「出展社」とは、本展示会に出展を希望する法人、団体、個人事業主等の事業者のうち、弊社により出展を承諾された者をいいます。
- 「出展小間」とは、本展示会において弊社より出展社に割り当てられた小間をいいます。
- 「出展物」とは、出展社が本展示会において出展する商品またはサービスをいいます。

第2条(本規約の適用および変更)

- 本展示会のため弊社が別途提示する規定、特約等(以下、「諸規定」といいます)は、本規約の一部を構成します。
- 弊社は、本展示会の運営に必要がある場合は出展社に対して指示を行うことができるものとし、出展社は、これに従うものとします。また、本規約に定めなき事項または本規約に疑義が生じた場合は、出展社は、弊社の決定に従うものとします。

第3条(申込)

- 本展示会の出展希望者は、本規約を承認した上で出展契約の申込を行うものとします。弊社が契約書への押印を行なった時点で、出展契約が成立します。
- 出展手続きは、出展社自身の責任において行うものとします。出展社が他の事業者と共同出展を行う場合も、出展手続きは出展社の責任において行うものとします。
- 弊社は、本展示会の出展申込を行った出展希望者が以下のいずれかに該当している場合、当該申込を承認しない場合があります。
 - 申込内容に虚偽、誤記等があった場合。
 - 過去に出展を取り消されたことがある場合。
 - 出展希望者が暴力団、暴力団員等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます)である場合、反社会的勢力との関与がある場合、またはそれらが合理的に判断できる場合。
 - その他弊社が出展社として不適切と判断した場合。

第4条(出展料金)

- 出展社は、本展示会の出展契約成立後に弊社が発行する請求書に基づき、当該請求書に記載された期日までに、出展料金を弊社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、出展料金の支払期日が本展示会の開催開始日以降となることはありません。
- 指定された期日までに出展料金が支払われなかった場合、弊社は、出展資格の取消および出展契約の解除を行なうことができるものとします。

第5条(変更・取消)

- 出展社は、出展契約成立後に出展の変更または取消をすることはできません。
- 前項にかかわらず、弊社がやむを得ないと判断した場合、変更または取消を認める場合があります。この場合、出展社は、次に定める取消料を負担するものとします。

書面による取消通知を受領した日	取消料
2024年8月31日まで	出展料金(消費税込)の30%
2024年9月1日以降	出展料金(消費税込)の100%
- 第3条第3項のいずれかに出展社が該当すると弊社が判断した場合、弊社は、出展資格の取消および出展契約の解除を行なうことができるものとします。出展社が出展料金を既に支払済みの場合、弊社は、かかる出展料金を出展社に返還するものとします。
- 出展社による出展小間数の変更、取消または辞退によって出展社に費用または損害が発生したとしても、弊社はかかる費用または損害について一切の責任を負わないものとします。

第6条(出展小間)

- 出展小間の位置は、弊社裁量により決定の上で通知されます。出展小間の位置を通知した後でも、弊社は、必要に応じて出展小間の位置を変更する場合があります。
- 出展社は、出展小間の位置に対する不服を理由として出展の取消をすることはできません。また、出展社は、出展小間を出展社以外の第三者に転貸、売買、交換または譲渡することはできません。

第7条(出展)

- 出展物は、出展社の募集パンフレットにおいて事前に定めた出展対象の範囲に限られるものとします。弊社が出展対象に含まれないと判断した場合には、該当する商品またはサービスを出展することはできません。
- 出展社は、弊社が定める規程、基準等に従い、自らの費用と責任において、出展小間内の造作、装飾、設置、展示、宣伝、営業等の出展に関する一切の活動(以下、あわせて「出展活動」といいます)および出展物の搬入出を行うものとなります。
- 出展社は、自らの出展小間内に限り出展活動を行なうことができるとし、出展小間の敷地を超えて出展活動を行なうことはできません。また、出展小間周辺の通路において混雑が発生することのないよう努めるものとします。
- 出展社は、安全および消防に関する法規等本展示会に適用される法規を遵守し、通路および緊急避難口を確保するため、人や物体等でこれらを塞いではなりません。
- 出展社は、あらかじめ定められた時間外に出展活動、出展物の搬入出や移動等を行ってはならず、また、弊社の事前の承諾を得ることなく本展示会の開催期間中に出展を終了し撤去等の作業を行なうことはできません。
- 出展社による出展物または造作物、装飾物、設置物等において本展示会の適切な運営、円滑な運営または安全な運営の点から何らかの問題があると弊社が判断した場合、弊社は出展社に対して、出展社の費用負担により、問題の対象となる行為の制限または禁止ならびに出展物または造作物、装飾物、設置物等の撤去を行なうことを指示することができるものとし、出展社はかかる指示に従うものとします。弊社の指示に基づいて出展社がかかる制限、禁止または撤去を行った場合であっても、弊社は出展社に対し、損害の賠償を含むいかなる責任も負わないものとします。

- 本展示会における写真や映像の撮影、音声等の録音その他の記録(以下、「記録等」といいます)は、弊社のみが行なうことができます。出展社は、弊社の事前の許諾なしに、本展示会について記録等を行ってはならないものとします。
- 本展示会出展のために日本国への入国手続きその他の手続きを必要とする場合、出展社は、出展社自身の費用と責任においてかかる全ての手続きを行うものとします。何らかの理由により入国手続きその他の手続きにおいて入国できない等の事由が発生したことに起因して出展契約を解約する場合は、第5条第2項の定めが適用されます。
- 出展社が他の事業者(以下、「共同出展社」といいます)と共同で出展を行う場合、出展社は事前に弊社の承諾を得るものとします。この場合、出展社は、共同出展社に本規約を遵守させるとともに、共同出展社の一切の行為について責任を負うものとします。

第8条(提供情報の取り扱いについて)

- 出展社は、出展手続において提供した以下の情報について、弊社が次項の定める範囲で使用することを許諾することに同意するものとします。
 - 出展社情報
会社名、部署、住所、電話番号、URL、ロゴマーク等の会社概要
 - 出展情報
出展物紹介、出展および出展物の写真、出展物のロゴマーク、講演者情報等
- 弊社は、前項に定める提供情報のうち、本展示会または弊社のウェブサイト、および本展示会に関わる各種印刷物や広告、メルマガ、各種メディア媒体(ソーシャルメディアを含みます)において、弊社の広報を目的として掲載することができるものとします。

第9条(出展社の責任)

- 出展社は、理由のいかんにかかわらず、出展物および出展に関連する制作物等(以下、あわせて「出展関連物」といいます)、出展のために用いられた造作物や装飾物、設置物、出展に關係する者の人身および出展社による出展活動に関して一切の責任を負うとともに、会場設備、本展示会の建造物、他の出展社の出展物または人身等において発生した出展社の責に帰すべき一切の損害 について責任を負うものとします。
- 出展社は、出展の内容および出展関連物が法令等に違反しないことおよび知的財産権をはじめとする第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとします。万が一出展の内容または出展関連物に関して、第三者より法令等の違反、権利侵害等の主張が行なわれた場合、出展社は自らの費用と責任においてかかる主張に基づく紛争を解決し弊社を免責するものとし、かかる紛争によって弊社、他の出展社または第三者に発生した一切の費用および損害を補償するものとします。また、出展物が知的財産権をはじめとする第三者の権利を侵害しているおそれがあると弊社が判断した場合、弊社は、該当する出展物の出展を終了させることができるものとし、かかる出展の終了に関して、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
- 出展社は、前項に定めるほか、出展社の責に帰すべき事由により発生した訴訟等を含む一切の紛争について、出展社の費用と責任においてかかる紛争を解決して弊社を免責するとともに、弊社または第三者に発生した一切の費用および損害を賠償するものとします。

第10条(弊社の責任)

- 弊社は、弊社が合理的と信じる基準に基づき本展示会を運営し、展示会場の管理および保全について事故防止に最善の注意を払うものとします。また、出展社、出展関係者、来場者等の本展示会の参加者について、本展示会の円滑な運営および安全の確保等の観点から、特定の参加者に関して入場を制限または拒否することができるものとします。
- 弊社は、弊社が本展示会のために作成した印刷物、ウェブサイト等において誤字、脱字、誤植等(以下、あわせて「誤植等」といいます)が生じた場合でも、当該誤植等に関してはいかなる責任も負わないものとします。
- 弊社は、出展関連物、出展のために用いられた造作物や装飾物、設置物、出展社の出展に關係する者の人身および出展社による出展活動に関して発生した損失または損害について、原因または理由のいかんを問わず責任を負わないものとします。
- 弊社は、弊社の責に帰すべき事由によって直接かつ現実発生した損害に限って責任を負うものとします。弊社の損害賠償責任は出展料金を上限とし、それを超える額については免責されるものとします。また、弊社は、直接かつ現実発生した損害以外の損害(間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含みますが、これらには限定されません)については、いかなる責任も負わないものとします。

第11条(本展示会の中止または中断)

- 本展示会の全部または一部が、次項に定める不可抗力事由により、開催または継続が不能または困難であると弊社が判断した場合、弊社は本展示会の開催を中止または中断する場合があります。この場合、弊社は、本展示会の開催が中止または中断された期間に応じて、出展料金を日割り計算により返還する場合があります。
- 前項に定める不可抗力事由とは、台風・洪水・風雪・地震等の天災、疫病・火災・その他の事故または事件、テロ行為、公敵による行為、暴動または内乱、ストライキその他の労働争議、適切な輸送設備の欠乏、国および地方公共団体等の法的規制決定が行なわれた場合をいいますが、これらに限られません。
- 第1項に基づき本展示会の開催を中止または中断されたことによつて出展社に損害が発生した場合であっても、弊社はかかる損害についていかなる責任も負わないものとします。

第12条(一般条項)

- 本規約の準拠法は日本法とします。
- 本展示会および本規約に関して、出展社と弊社との間に、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上